

第四章

經濟の新秩序の確立へ

一、「新しい経済秩序への見解」採択

——昭和三十四年度通常総会開く——

「世界各国ひとしく驚異とする成長力を示したわが国経済は、今次の景気後退に対しても強い抵抗力をみせ、いまや再び高い成長線に復し、当面数量景気ともいえる順調な上昇期にある。しかし投資の行きすぎなどから大きな景気変動を招きやすい体質は必ずしも改善されていない。したがって景気調整力の強化と経済政策の適切な運用によつて経済の安定をはかるとともに長期にわたつて高い成長を確保するためには構造政策がいつそう推進されなければならない」

これは昭和三十四年度経済白書が、三十三年度の日本経済を分析したあとでの結びの一文である。また白書は、この記述のすぐ前でこうもいつている。

「三十三年十二月西欧主要国は通貨交換性を回復し、その後予想外のスピードで貿易の自由化をおし進めている。これにたいしてわが国の自由化はいちじるしく立ちおくれしているが、今後わが国もこの世界的潮流にそつて為替貿易自由化に必然的に向わざるをえないであろう。このような事態に対処するためには経済の体質改善をはかり、産業の国際競争力を強化しなければならないが、そのためにも上に述べたような課題を解決することが基本なのである」

その「上に述べたような課題」というのは、産業の急速な発展に対して産業基盤が立ちおくれ、生活環境の整備も不十分なこと、経済構造近代化の過程で起りがちであつた景気の大きな変動を予防するための金融政策の手段を整備すること、あるいは内外市場における過当競争の是正など、構造上の諸問題を指しているのである。要するに日本経済の成長力ないし不況への抵抗力を認めながらも、自由化時代にそなえて、いくたの構造的弱点的克服を望んでいるわけである。

昭和三十四年春の日本経済は、このように順調な「数量景気」への出発点に立つていたわけである。三十三年度下期の上昇局面から、さらに新しい上昇線をたどろうとしていたところである。そこには不況克服による安堵と自信がみられ、成長への力強い意欲がみられたが、反面において、それはまた行き過ぎへの萌芽を内包していてもみられるのである。神武景気当時にみられた設備投資における競争的意識は、ついに経済界の自発的、自主的な調整制約によつて清算されたわけではないということが、この行き過ぎを予想させる何よりの証左である。三十三年秋以来、はつきりと自主調整の必要を呼びかけてきた経済同友会が、この力強い日本経済の成長段階において、なおかつ一步退いて警鐘を打たねばならなかつたのもそのためである。

こうして昭和三十四年度の経済同友会通常総会も「新しい経済秩序への見解」と題する決議によつて「自主調整は、これからが本番だ」と叫ばねばならなかつたわけである。

この通常総会は三十四年四月八日、丸の内日本工業倶楽部で開かれた。任期満了の中山素平代表幹事に代つて岩佐凱実幹事が後をついだ。新年度の活動方針のうち「事業計画の基本」においては、「経済体質の改善を図る

ため、わが国経済のポテンシャルの調査、研究を積極的に推進する」および「わが国自由社会の健全な発展を図るため、常識ある社会活動に協力する」の二項を新しくとりあげた。とくに前者は、この日の決議の線にそつて、自主調整に目安を与え、また経済体質を改善するための基礎になる日本経済の基本的な調査を推進しようとする重要な事業であるといえる。また国際経済の關係では、「国際経済の動向に即応する内外態勢の整備、確立に努める」とし、三十三年度の「国際経済に対する関心喚起並びに調査研究」よりは一步を進めた。とくに新年度においては、調査研究の域から実践への意気込みを思わせる表現がなされたことは、経済同友会の新しい活動方向を明確にしたものといえよう。

なお組織では、従来の「地方協力委員会」を廃止して「経済開発委員会」が、新たに設置された。

この日採択された「新しい経済秩序への見解」は、つぎの通りである。

「新たな経済発展を前にして、われわれ経営者は過去二カ年に及ぶ景気後退を通じて得た貴重な教訓を無駄にしないことが肝要である。その教訓は、最善をつくして、経済変動の振幅を縮めねばならぬことである。事実、経済発展の主体が企業である限り、それを経営する経営者は、進んで経済的環境を制御してゆく努力を怠つてはならない。つまり、経営者は意識的行為によつて経済変動を調整する責任を負うものである。

しかるに最近景気回復の兆しに、企業間の拡大競争は再燃しそうである。過当競争は経済変動を速める最悪の要素であることにかんがみ、経営者は自己責任の原則にもとずいて、それを排除することに努めねばならない。経済的環境を制御するとは、このことを指すのである。

他方ヨーロッパ諸国の交換性回復は、貿易自由化の方向を明らかにした。これは外貨割当制度を支柱とするわが国経済秩序にとつて、大きな転換期が迫つてきたことを意味する。長い間為替管理のもとに保護されてきたわが国産業は、国際競争の自由な風にさらされながら、裸で競争できるような体質に改造してゆく必要が生じてきたのである。これには経済政策を根本から変えてゆかねばならぬのはいうまでもないが、同時に設備過剰と過当競争に対する抜本的対策を経済界が自主的に用意しなければならぬ。いわゆる自主調整は、まさしく、これからが本番である。しかして自主調整を可能ならしめ、またそれを一歩でも前進させるため、われわれは経済界が権威ある統計調査機関を持つこと、主要業界が自主調整を目的とする委員会を設けること、企業及び業界が長期計画を樹てること等を急務と考える。すなわち、

一、最近の経済変動から経営者は信ぴょう性の高い統計を整備し、それにもとずき正しい経済動向の見通しをたてる必要を痛感している。もちろん従来政府が統計の整備及び長期計画並びに経済動向の予測を行つていゝるが、経営者の立場からすると、そのみによつては実態把握がなお不十分であるのみならず、その計画及び予測に対し無批判に従うことに反省も起きている。

したがつて、経済界は企業経営に直結した権威ある統計調査機関を設立し、確信ある数字にもとずき、政府の計画を検討し、経済動向を予測し、企業を経営し、あるいは業界の秩序を保つ方法を講じなくてはならぬ。政府経済統計のデータの多くは企業が出所であることを考えるならば、統計調査機関の実現は必ずしも不可能ではない。

一、経済各界に自主調整の動きがある。しかし、これは技術革新、アウトサイダー等いろいろな困難な問題があるので、容易なことではない。よつて問題の多い業界は、専ら自主調整にしほつて、適当な委員会または協議機関を設け、それに客観的立場にある第三者を加え、最も実現性ある過当競争防止方法の発見に努め、かつそれを円滑に進めることを期すべきである。

一、企業及び業界は、それぞれ投資、市場開拓にわたつて、長期の計画を樹て、あるいはマーケティングを積極的に採り入れるべきである。とくに業界が当該業界全体の長期計画を持つことができるならば、自主調整に著しく寄与することになる」

要するにこの「見解」は、日本経済の上昇局面にあたり、また欧州通貨交換性の回復を契機とする自由化の潮流が、多年の保護になれた日本経済を根底からゆさぶろうとするときに直面して、景気変動の幅を広げるような拡大競争や過当競争を排除するためにも、また本質的問題として体質改善に努めるためにも、自主調整がこれからこそ必要だということを強調したのである。しかも、「見解」は、単に必要性を訴えるだけではなく、これを実行の上で展開していくための方法として、経済界自体が権威ある統計調査機関を持つこと、主要業界が自主調整を目的とする委員会を設けること、さらに企業および業界が長期計画をたてることを勧めたのであつた。

この自主調整推進のための基礎となる統計調査機関を経済界が自分で持とうという提案のねらい、およびそれを必要とする理由について、伍堂輝雄幹事は「提案理由の説明」のなかでこう述べている。まさに業界の実情から割り出された生きた意見であり、希望である。

「自主調整はなぜできないかの点についての研究が忘れられているようである。

国家も長期経済計画をたて、日本経済の長期安定の目安を与え、これに向つてみなが努力することによつて、安定発展を予想したわけであるが、結果において、個々の企業においては自己にのみ有利にみる向きもあろうし、計画の内容自体、業界を加え官庁に集まつたデータを基礎につくられているが、見方によつては、このアイディアが意識的にゆがめられるような数字が元になることもあつて、現実の拡張競争になつた面もあつたのではないか。現実には業界で話し合う場合、個々の企業の見方の相異の結果、実際に行われる設備投資その他の面で大きな食いちがいを招来した面もある。こういう面で政府がいろいろ指導調整し、一つの経済計画の目安をたてることは必要であろうが、経済界自体も、実際に活動している自分達の実体を基礎とした見通しもつことが大切ではないかと思う。もつとも実際の数字のとり方については同様な困難がともなうことは十分予想されるが、一面には自分達のためのデータであることを皆が意識することによつて、真実の姿をつかむことも可能であろう。自らのデータを、本当のいつわらない真実の姿を自分達でつかんで、その上に目標を定める努力をすべきではないかというのである」

また、この提案の討論にあつて、木川田一隆幹事は「自主調整を實行する前提として、日本経済に伏在するところのものを合わせて考慮しないと、実際的には効果は失われる」と、つぎの諸点を強調した。

一、企業の最高経営層の社会的自覚が必要である。

一、「新しい経済秩序」の意味内容をはつきりつかむことが肝要である。その第一は公正競争に対する認識で

ある。公正競争の理念、慣行を確立し、経済秩序にとつて、いかに公正競争が意義多いかについて理解を深めることである。第二は政府と企業の関係である。企業自体が国家に依存するようでは両者の関係が不明確となり、自由経済の基本である企業の自主性を失い、自主調整も内部から崩れることになる。第三は中小企業と大企業の二重構造の問題である。両者はそれぞれ職分があり、相互補完の関係にあることを明確にすべきである。

一、自主調整の前提として企業それ自体について考えるべきことは、企業の体質改善である。内部蓄積が少く資本構成が悪いという企業の弱体が、過剰投資となり、過当競争となつて、経済の成長発展における景気、不景気の振幅を広げ、経済成長を阻むのである。

なお宮内俊之幹事は、討論で「自主調整は生産面だけの問題ではなく、流通段階と生産段階が一しよになり、しかも金融と結びつけて、いわば三位一体となつて考えるべきだ」と主張した。

こうして自主調整の問題も、ようやく実践段階に入った感じが強まった。「企業の社会的責任の自覚と実践」の旗印は、いよいよ高く掲げられたわけである。

二、「自主調整態勢」の地固めへ

——その全組織的活動はじまる——

経済同友会における自主調整達成への活動は、昭和三十四年度に入つて、一つの新しい段階を迎えたといふべきである。それは大きくみて、呼びかけないし反省の段階から実行の段階に転化したのである。しかし、本来、自由経済体制の本質とわが国経済の一種宿命的な構造に根ざす自由放任主義的な競争のあり方を超克していくということは、決して容易なことではない。したがつて「実行の段階」に入つたということは、決してそのまま、自主調整が確立され、実行に移されたということの意味しない。それは、いわば「自主調整態勢」というか、自主調整が行われうる環境なり素地を固めていくことに対して、実行の歩みが進められたということの意味するのである。つまり「自主調整は、必要だとわかりながら、なぜできないのか」という切実な、しかもきびしい反省の中から、まず「態勢整備」ないしは「地固め」の必要に想到し、それに向つて活動を開始したということにはかならないのである。

「新しい経済秩序への見解」という三十四年度通常総会の決議の歴史的意義と役割は、ここにあるのであり、この年度における経済同友会の活動の基本的方向は、一にかかつてここにしぼられ、その全組織をあげて、その方向への前進がはじめられたのであつた。

新年度各組織の委員長、部長はつぎのように決められた。

▽会務執行機関

総務委員会

井上 英熙

岩佐 凱実

二宮 善基

安居 喜造

中山 素平

組織委員長

木川田一隆

水上 達三

工藤昭四郎

東海林武雄

財務委員長

二宮 善基

安居 喜造

政策審議会委員長

中山 素平

経営方策審議会委員長

木川田一隆

国際経済委員長

水上 達三

経済開発委員長

工藤昭四郎

全国委員長

東海林武雄

▽調査研究機関

産業政策委員長

鈴木 治雄

通商政策委員長

神野 正雄

財政金融委員長

宇佐美 洵

労働政策委員長

田中慎一郎

農林政策委員長 佐々木 直

科学技術委員長 井深 大

中小企業委員長 坂口 芳久

調査研究委員長 安藤清太郎

▽部会

経済政策部会長 伍堂 輝雄

企業経営部会長 加藤 威夫

景気観測部会長 湊 守篤

海外市場調査部会長 宮内 俊之

法制及税制部会長 西野嘉一郎

「自主調整態勢」を具体的に固めるための経済同友会の活動は、通常総会決議における三つの路線、すなわち調査研究機関の設置、自主調整のための委員会の設置、企業並びに業界の長期計画樹立という方向において進められることになった。

まず五月七日、第一回政策審議会が開かれ、自主調整の具体化を中心課題として各委員会、部会の間にも緊密な連絡を保つて活動を進めることを申合わせ、その線にそつて五月十二日、委員長、部会長からなる連絡会議が開かれた。その席上、中山素平政策委員長から、活動の方向について、政策審議会における論議を中心につきのよ

うに方針が述べられた。

「本年度は問題を集中的に研究するとともに、總會の際の公約を履行しなければならぬ。すなわち民間における調査研究機関の設置という大問題であるが、これは景氣観測部会で研究してもらうことにした。新たに機関を設けるよりも、三菱経済研究所なり国民経済研究協会なりの機関に我々が協力して、我々の望むようなものに脱皮してもらい、改革してはどうかという意見もあつた。また自主調整の推進については、總會の見解が述べているように、問題の多い業界に委員会を設けて自主調整を行うというのは、現行の独禁法に一部抵触するのではないかという意見もあり、先ごろ井上英熙代表幹事が公正取引委員会側と懇談した際も、現行法規の弾力的運用を希望する旨、口頭で伝えたが、あらためて文書ではつきり申入れることとしている。

昨年来、特別委員会を設けて検討してきた海運、繊維ならびに懇談会の形式で検討してきた肥料のほか、今年には新たに石炭を中心としてエネルギー部門を加え、これらを引続き検討していく方針を確認した。また桜田武幹事より、日本の証券業界は、わが国資本主義経済の支柱をなすものであるにもかかわらず、現情は余りにも営利主義に墮している。これを資本主義の正しい発展のための資本の充足といつた在り方にもつていくべきだとの発言があつたが、同友会としては今後、財政金融、企業税制等関連委員会を中心に検討してもらいたいと思う」

中山代表幹事は、三十四年度總會の「公約」のうち、調査研究機関の設置と、自主調整推進のための委員会設置および、その前提ともいふべき主要産業の基礎的検討について述べたのであつた。いま一つの「公約」である

長期計画の樹立の問題については、六月十日開かれた第二回経営方策審議會で検討の結果、つぎのように問題点が整理され、研究の方向が明確にされた。

一、企業における長期計画推進のための環境の整備

現状においては環境が整っていないために、計画の立案、実施に非常に困難が感じられている。したがって今後長期計画を進めていくには、國民經濟の長期にわたる安定的發展の態勢の確立、金利、税制等の改善、内外經濟の迅速かつ正確な統計、資料の整備充実が必要である。なおこれと並んで、企業の側においても、企業の長期見通しに関する理論的、実証的な共同研究を促進すべきである。

一、企業の體質改善と長期計画の關係

體質改善は企業の長期安定的發展の前提であるが、これをどのようにして計画に織り込んでいくか。

一、長期計画樹立の手がかり

一口に長期計画といつても範圍が非常に広いので、例えば品質管理とか技術開發とかを手掛りとして計画をたてるのが實際的と思われる。もちろん企業により、時期により、その課題は異なるであろうが、何か足場をたて、そこから体系を考えていくのが適當である。

一、計画立案の方法論

計画を立案する場合、過去の企業の実績を積みあげて将来を推測するだけでは不十分で、國民經濟の成長、國民經濟の動き等の要因を考慮して、何を伸ばすべきか、ウェイトをつけて考えることが必要であり、

また計画に上限、下限の幅をもたせ、年度ごとに調整していくことも考えねばならない。さらに技術革新という要素をどう計画に織り込むかについても十分検討する必要がある。

一、長期計画と経営者養成問題

計画がどんなに立派にできて、それを実施していく人の識見、能力がこれにともなわねば無意味である。したがって計画に並行して経営者養成が問題になる。

一、長期計画と企業間の協力態勢の樹立

企業の長期計画には、当然業界内部および関連業界間の協力が必要であり、どのようにしてこの態勢を樹立するかが、大きな課題である。

この検討の内容を、煎じつめれば、こうである。すなわち

(一) 企業における長期計画を樹立するためには、環境の整備が必要である。

(二) 長期計画は、平面的な見通しに止まらず、体質改善、技術革新などの動きを織り込んで弾力性あるものでなければならぬ。

(三) 長期計画をして意義あらしめるためには、実施する人の問題が重要であり、また業界の協力態勢が必要である。

そして、(一)の問題からは、環境を整備するものとしての政府の政策のあり方ないし役割、および民間における統計調査機関整備の問題、(二)からは企業の体質改善の問題、(三)からは経営者の啓発ないし教育、および自主調整

の問題が、からんでくるのである。このように「長期計画の樹立」という一つの角度からとらえても「政府と企業の関係」「経営者啓発」「自主調整」といつた経済同友会年来の研究課題ないし実践目標がからんでくることは、これらの諸問題の間には、有機的な関連性があり、問題の総合的な解決が必要だということを物語るものである。そして、経済同友会においては、当面これを「自主調整態勢」の確立という立場に総合統一して、ここに大きな活動の方向を設定しているのだとみてよからう。

このようにして新年度における経済同友会の三つの課題は、実際のな検討ないし活動の場にのぼせられることになったのである。そして、その線にそつて三十四年度活動のあとをたどれば、つぎようである。

独禁法の弾力的運用に申し入れ

まず、さきに引用した中山政策委員長の報告にある通り、経済同友会は五月十五日、自主調整の推進に関連して独禁法の弾力的運用が必要である旨を、公正取引委員会につきのような文書によつて申し入れた。

「経済同友会が昨年九月以来、経済界における自主調整の必要を説き、その実現に努めてきた大きな理由は過当競争の防止にある。すなわち、企業経営者は過去二年の景気後退を通じて、過当競争なるものが如何に経済変動の振幅を拡大しているかを知るとともに、正常な経済発展を図るには経営者の自主的努力によつて、それを防止する責任があることを痛感したからである。

もちろん資本主義の下において企業間の競争の必要性をいささかも否定するものではない。我々の意図する

ところは、不経済かつ無秩序な過当競争を極力排除し、生産諸条件におのずから制約のあるわが国経済の現状において、資本、原料、設備等生産諸要素の合理的配分、活用を図り、秩序ある競争を通じて日本経済の体質を改善し、将来にわたつて均衡的發展を実現することにある。あくまでも長期的、国民経済的視野に立つものである。

しかし自主調整の実現には当然独禁法との関係が問題となつてくる。外観的には確かに独禁法に好ましくない動きとみられるかも知れないが、真の意図が理解されるならば、我々の主張する自主調整は結局において公共の利益に合致し、独禁法本来の目的とも一致するはずである。よつてその善意を育てるため、独禁法の弾力的運用について左記の如く考慮されることを望む。

記

最近景気の回復にともない企業間に再び設備拡大競争の傾向が出ていますので、これを調整するためつぎの措置を容認すること。

一、国民経済上に占める比重の大きな業種にして、明らかに過剰を招来する恐れある新規設備投資計画を調整するため、業界が委員会等の協議機関を話し合いの場として設置すること。

なお、かかる場合、予めそのような業種を明らかにしておくことも便宜の措置として考えられる。

二、前項の業種においては、実体的罰則等の強制力を課することなく、自主的話し合いにより設備調整を実施すること。

なおこの場合の設備調整は、当該業種の合理的な製品分野の調整を含むものとする。

三、以上の設備調整を側面より促進するための金融機関の融資の調整及び協調融資」

経営視察団の編成

経営方策審議会では五月十四日の新年度第一回の会合で、「経験交流を通じて経営者養成の具体的推進を図る」ことを目的とする「国内経営視察団」を編成することを決め、第一回は六月二十四日ソニー株式会社、第二回は九月十二日東洋レーヨン滋賀工場を視察した。これは特定企業の現場において経営の実態を調査し、経営の考え方、在り方について経験を交流させ、経営者の相互啓発の実をあげようとするもので、経済同友会の活動の新分野を開いたものといえる。これは直接的には「経営者啓発」の線にそうものであるが、さらに広く「長期計画樹立」のための予備的な布石であるとみることもできる。現に、その「編成要領」には、長期計画についての具体的検討も、調査項目にとりあげられているのである。

統計調査機関の設置を促進

民間における統計調査機関の設置については、景気観測部会が中心となり検討を進めた結果、問題は経済界全般に関連する性質のものであるだけに、経済同友会の独走によるよりは、他の経済団体と協調して検討するのが得策で効果的だということになった。この点について、その経緯と進行状況を「経済同友」（三十四年十二月号）は、こう記している。

「調査研究機関の設置については、政府機関は別として、民間の業界、企業内にもすでに調査機関があり、経済界の自主的な権威ある調査機関の必要性は各方面の賛成するところであるが、実行にはおのずから既存機関との調整が必要であり、実際には調査機関のいわば自主調整として、比較的少人数の中核体を組織し、外部のエコノミストの力もあわせて各業界のデータを分析する程度から出発するのが妥当であるというところに具体策が落ちついてきている。問題は経済界全体の問題で、本会の独走は不可能のため、石坂経団連会長、足立日商会頭のあつせんによる財界首脳協議の結果、今後の具体化は本会の意向をくみつつ、植村経団連副会長を中心に進めることになつている。要は調査機関の中心に有力な適任者を得ることが大切で、まだ実現まで時間がかかるが、ほぼ軌道にのつたことは事実である」

その後、この問題については、経団連事務局から一案が提示された。それは経済同友会の案のように、別個に機関を設立する線より一步後退し、経団連の外廓団体として調査研究機関をつくり、その名称は「経済動向調査委員会」とし、これに一流の経済人、業界団体、企業の代表者等を動員し、その下に三つの専門委員会を設け団体、企業の部長級経済人をもつて、それぞれ専門分野の実質的研究を行い、事務局は経団連が主としてこれにあたり、他の団体が費用および人の面で協力するという案であつた。経済同友会は「現実的な配慮からは、かかる構想で出発するのも一方法と考えられる」（三十四年十二月十八日定例幹事会、岩佐代表幹事の報告）という立場から、会の意見をとりまとめることになつた。

企業の体質改善に税制措置を提案

企業の體質改善に重要な関係を持つ企業課税の問題について、企業税制特別委員会で検討の結果、九月十八日「減価償却制度改正の提案」を決議、関係方面へ申入れた。

この「提案」は「日本經濟は、いまや安定的發展を政策の基調とすべき段階にきている。しかし、そのためには先ず第一に安定の基礎条件としての企業の體質改善、第二に發展要因としての設備、機械の近代化投資、陳腐化資産の取換えの促進、技術革新に適應する新しい環境整備が必要であるが、これらを同時に解決するには、償却制度の改善を含めた合理的な企業税制を確立することが急務である」との立場から、

- 一、現行減価償却制度の改正
 - 二、陳腐化旧資産に対する措置
 - 三、第三次再評価資産に対する不足償却費の措置
- の三つの重要な税制上の改正を要望した。

産学協同に具体的方針

経営方策審議会では、技術革新の進展にともなう科学技術者の質的、量的充足を図る方策として「産学協同」の促進について検討した結果、十二月の定例幹事会に「産学協同促進の具体化方針」を報告、今後、同審議会が中心となつて、活動を開始することとなつた。方針の概要はつぎの通りである。

- 一、産学協同の諸障害を排除し、かつ、それを促進するため、産学協同センターの速かな設立を提唱する。
- 一、科学技術者教育については、産業界は特定の大学の理解と協力を得て、産学協同のモデルを創立し、つき

のような構想で具体化を図る。

(イ) 産業界は大学に対し、卒業生の積極的採用、財政的協力とともに、教育実施のための講師派遣、施設の利用等について協同する。

(ロ) 企業および大学の双方は委託学生を制度化する。

(ハ) 大学は産学協同の具体的進展を図るため、必要の期間、産学双方の代表者よりなる委員会を設け、情報の交換、その改善方法などについて協議する。

一、次代経営者の養成については、大学の専門学部との協力を促すとともに、日本生産性本部の計画する経営者大学の早期実現を促す。

問題業種への基礎的研究

経済同友会は、自主調整態勢の地固めのためには、問題業種の基礎的検討に取り組む方針を決めたが、三十四年度においてとりあげられた業種は、証券市場の在り方とエネルギー問題であり、海運問題も前年度に引続き新情勢のもとで検討された。

岩佐代表幹事が八月の地方中堅幹部招待懇談会で述べた活動状況説明から、これら業種の検討の方向をみるとつぎのようである。

▽証券市場の在り方

昨今非常に株が高く、また投資信託が発展しているが、一面弊害も出てきているともいわれる。証券市場

は資本市場として今後堅実に育てていかねばならないが、どういう形で育てたらよいか、いまのような投機の対象ということではいけないし、それには今後の資本主義の在り方を掘り下げるとともに、資本市場としての証券市場の形をとらえてみたい。アメリカではピープルズ・キャピタリズムということが唱えられるが、これは資本と経営の在り方にも関連しているので、財政金融委員会で取りあげている。

▽エネルギーの問題

石炭産業が非常に不況にあり、日本の石炭産業がどうあるべきかということは、日本のエネルギー源はどうあるべきかという問題で、それは石油、電力、原子力発電とも関連する。石油の場合ほとんど輸入に仰がねばならぬが、単にコストが安いというので石油がよいと割り切れぬ場合もある。つまり国際収支も考えねばならぬ。石炭には経団連、日経連等それぞれの立場で問題と取り組んでおり、その観点もはつきりしてきただので、当面の石炭問題より、本質的にもっと掘り下げて取り組むための委員会を設けた。

▽海運の問題

昨年、日本船舶管理会社案というアドバルーンをあげたが、昨今、日本船主協会や神戸同友会からも、さらに研究を進めるよう話があつたので、海運対策は当面の大問題であり、あらためて具体案を作りあげたいと考えている。

証券業の在り方について、財政金融政策委員会は、六月二日の第一回合合以来検討してきたが、十二月十八日の定例幹事会で、宇佐美海委員長は論議の要点をつぎのように報告した。

一、証券市場の問題といつても、株式と社債とは問題の所在を異にしている。株式については投資意欲大、株式の供給少、したがつて、いかにして増資を促進するかの問題になる。これに対し社債は逆に発行の希望は大きいにもかかわらず、消化不振、したがつていかにして社債投資意欲を進めるかの問題となる。

二、株式市場の問題では、増資至上命令的な考え方はいけない。むしろ内部留保の増進が大切であるという意見も強かつた。

三、直接投資の促進については、間接投資が行き過ぎているという意見が活潑になされたが、しかし他方、経済の現状はまだまだ間接投資を抑制する段階ではないとの意見も強かつた。

四、増資促進には企業課税に関連する面が多いが、この問題についても、法制及び税制部会、企業税制特別委員会でも検討中であるので、これとの調整、合同研究を進めていきたい。

五、社債市場については、消化（特に銀行以外の）をどう促進するか、そのための環境整備が問題である。この報告に対し、中山政策審議会委員長から、つぎのような要望があつた。

「本会で証券問題をとりあげた理由は、戦後の日本経済は、人民資本主義、証券資本主義の世の中になつてゐるが、今の証券界の体制はこれにマッチしていない面がある。そこで今後のわが国資本主義を方向づける重要な問題として、証券市場はどうあるべきかの問題を検討しようとするものである。いわば証券市場対策以前の問題についても、ぜひ掘り下げて検討してほしい」

なお海運対策については、三十三年八月十五日中間案が幹事会に報告されたが、その後新しい情勢を考慮に入

れて、さらに検討の結果、三十四年十月八日「当面の海運再建策」として発表された。新しい案は、中間案がともすれば官僚統制に傾く危険のある「日本船舶会社」設立を中心とするものであつたのに対し、開銀を中心とする再建助成策に骨格をおきかえた案となつてゐる。つまり開銀内に市中金融機関代表等をもつて構成する審査委員会をつくり、これが開銀総裁の諮問機関として、再建整理案の審査に当ることになつてゐるのである。

「当面の海運再建策」の骨子はつぎの通りである。

一、一般助成策

- (イ) 開銀金利を一分五厘引き下げ年五分とする。
- (ロ) 市中金融機関の計画造船融資分の金利は、年五分になるよう差額に対する利子補給を行う。
- (ハ) 市中金融機関は、海運企業に対する融資の金利を上記の国家助成に対応して、できる限り引き下げる。

二、個別的助成策

以上のような一般的助成を行つても、尚元利払いに支障ある企業は、個別に再建整理案を作成して開銀に提出する。この際オペレーター及びオーナーがそれぞれ独立して個別の整理案を作るのでは、問題の根本的解決にはならないので、この場合はいわば系列別に、総合的に再建整理案が作れることが必要だと思われる。

提出された再建整理案を検討するために、開銀内に市中金融機関代表者等を以て構成する審査委員会を設ける。この委員会は開銀総裁の諮問機関となり整理案の審査に当るが、その結果、長期にわたつて元利払いに支障を来す恐れのある企業に対しては、開銀は必要に応じ、将来の元利払いの方法等の条件変更を考慮

し、減資、合併、資産処分等の根本的対策を前提として、元利金の棚上げ等の処置をとることとする。

三、その他の国家助成

先進国が大体実行していると思われる助成策、例えば税制上の優遇措置、定期航路及び第三国間航路に対する航路補助、さらに低性能船買入補助等は当然とりあげられるべきであると思う。

なお新造船のために保有会社あるいは公団の如きものを新設することは、海運の自主的再建から離れるものであり、好ましくない。今後の新造船は原則として、利益により建造することが適当であり、総花的建造方式は打ちきらられるべきである。

三、自由化問題に積極的提言

昭和三十三年末における欧州通貨の自由交換制実施以来、貿易為替の自由化への動きは急激に活潑化してきた。OEEC（欧州経済協力機構）全体としてみた域内の輸入自由化率は、三十三年一月の八三%から三十四年一月には九二%に達し、さらに三十五年一月には九四%となった。対ドル地域自由化率は、三十三年一月の六四%が三十四年一月には七三%となり、同年三月には八六%に達した。IMF（国際通貨基金）は「国際収支を理由とする為替制限を認めない」といういわゆる「八条国移行勧告」を、三十二年に西独に対して行ったのはじ、三十四年二月にはオランダ、同年十月にはイタリアに、三十五年二月にはフランスに行つた。また英国は三

十五年二月、自発的に八条国になり、スエーデン、ガーナ、マラヤ、ローデシャ、ニアサランドも英国に同調した。また欧州通貨の交換性回復によつて、主要通貨が全部交換性を付与されることになつたため、通貨上の差別制限をする意義は消滅したので、IMFは三十四年十月の理事会決議で、二国間条約に基づくものを含めて、差別的制限を速かに除去する旨の発表を行つた。

諸外国におけるこのような自由化の進展に反して、わが国の自由化は著しく立ちおくれていた。すなわち、わが国は昭和二十四年十二月に外国為替および外国貿易管理法が制定され、それによつて対外支払は外貨予算を通じて制限的に行われるようになっていた。外貨予算に基づく輸入承認方式は「外貨資金割当制」(FA制)と「自動承認制」(AA制)によつて行われていた。前者は外貨予算で外貨の割当を決めた範囲の貨物を輸入しようとする者が、通産大臣に申請し、輸入に必要な外貨の割当を受ける制度であり、後者は、予算額の総額だけを決め、輸入申請があれば自動的にこれを許可する制度である。またAA制にはグローバル予算とドル地域を除く制限付予算とがあり、通貨別を行つていた。しかし三十三年上期の外貨予算からは全額がグローバル予算となつていた。わが国の場合、このAA制予算額が外貨予算における輸入貨物予算総額に占める割合を自由化率といつてい

三十年	上期	一四・七%	下期	一五・八%
三十一年	上期	一五・四%	下期	二二・九%
三十二年	上期	二三・八%	下期	二一・〇%

三十三年	上期	二二・三%	下期	二五・七%
三十四年	上期	三三・三%	下期	三一・五%

わが三十四年下期の三一・五%という自由化率を、O.E.C.諸国の域内自由化率(三十五年一月)九二%、対ドル地域自由化率(三十四年三月)八六%に比較すると、わが国の自由化の立ちおくれがわかるというものである。これら諸国の自由化は、北米および西欧諸国間の貿易に対する自由化であつて、日本や中南米に対しては一樣に、相手国別の相互貿易協定的な特別自由化リストを適用していたが、わが国の自由化率の低さからみて、このような地域的差別をうけるのも、いわばやむをえないといえるわけであつた。

ともあれ、世界の自由化が進展するにつれて、わが国の自由化促進を望む声が次第に高まつてきたのも当然のことであつた。三十四年九月末に開かれたIMF総会で、わが政府代表であつた佐藤蔵相に対し、各国代表は、その嚴重な輸入制限についてきびしい批判を浴びせたのである。三十四年の日本経済は、三十三年の不況からぬけ出して、一三%の高い成長率を示していたし、同年九月の外貨準備高は十二億ドルを超え、これは当時の輸入ベース二億五千万ドルの五カ月分に近い額であつたから、わが国の自由化の低調に対して各国が非難するのも、決して無理ではなかつたのである。

こうした情勢のもとで、わが国における自由化論議は、きわめてさかんであつた。しかも十月には東京でガット(関税、貿易に関する一般協定)総会が開かれ、わが国の輸入制限がヤリ玉にあがるのが容易に予想されるところであつたのだから、議論はいよいよ切実さを加えたのである。賛成論者は、自由化は世界の大勢であるこ

と、それは物資の自由な交流を通じて世界経済の繁栄に寄与すること、輸出を伸ばすためには、まず自国の門戸を開放せねばならぬこと、温室育ちの日本経済の地力を養うためにも、自由化によつてきびしい競争の洗礼を受けさせねばならないこと、などを論拠とした。反対論では、わが国の産業がまだ、きびしい外気にじかに当ててよいほど成長していないという産業保護的な立場からのものが最も多く、またガット三十五条適用などで、わが国に対する差別待遇をしている国が多数あるのに、あえて自国に不利なる自由化を急ぐことはないといった考え方も強かつた。しかし、いずれにしても、政府ならびに民間経済界も、大勢として自由化を促進せねばならぬ段階にきていることについては、異論がなかつたのである。したがつて、実質的な論議の焦点は、自由化促進のスピードの問題と、対応措置をどうするかの二点にしばられてきていたのである。

経済同友会が「貿易為替自由化に対する提言」を發表したのは、こういう情勢においてであつた。経済同友会は、すでに三十四年度通常総会における決議「新しい経済秩序への見解」において、「ヨーロッパ諸国の交換性回復は、貿易自由化の方向を明らかにした。これは外貨割当制度を支柱とするわが国経済秩序にとつて、大きな転換期が迫つてきたことを意味する」として、世界的な自由化の潮流を指摘し「国際競争の自由な風にさらされながら、裸で競争できるような体質に改造してゆく必要が生じてきた」ことを強調したのである。そして、その後通商政策委員会が中心となつて研究を進めてきたが、三十四年十月二十六日からガット総会が東京で開かれるのを前にして、十月十九日この「提言」を發表したのである。

この「提言」を議決した十月十六日の幹事会で、神野正雄通商政策委員長は、案の趣旨を、こう説明した。

「国際情勢からみて、好むと好まざるとにかかわらず自由化は必至である。自由化に対する障害のうち国際収支面での障害は、ほとんど考えないでよいと思われる。もう一つの国内産業保護の立場からいつても、大局的にはわが国産業の基礎は相当できているので、この点も余り神経質に考えなくてもよいのではないか。もつとも産業によつては、かなりの打撃となるが、その場合にも輸入制限は解いて、他の国内保護で対抗するのがよいとの考え方をとつたものである」

自由化促進に対する民間経済界の動きとしては、この経済同友会の「提言」が、最も早く積極的な意思表示をなしたものである。続いて経団連から「為替貿易の早急自由化についての決意」が出され、十二月には総合政策研究会が「貿易、為替自由化提案」を発表し、これは相当具体的な自由化促進の日程まで織り込んだものであつたが、いずれにしても、真先に自由化促進への強い決意とその論拠を明確に打ち出したのは、経済同友会のこの「提言」であつたわけである。

「提言」はまず、三十三年末の欧州通貨交換性回復を契機として、自由化のテンポが予期以上に早いにもかかわらず、同じ工業国であるわが国の自由化が比較にならないくらい、立ちおけている点を指摘し「年初来八カ月を経過した現在までに具体化した政策には、わずかに指定通貨の拡大、標準決済規則の改訂及び最近のドル相場の自由化等、主として為替面で若干の進歩がみられたのみで、円為替の導入、A A制の拡大等自由化の中心問題には未だ語るに足る成果がみられない現状である」としている。

ついで「提言」は「わが国の貿易為替の自由化は何故に行われ難いか」との問を出し、「その最大の理由が官

民の決断力の不足にある」ことを指摘して、大方の猛省を促している。そして自由化要請の積極的な意義として「一時の摩擦を相殺して余りある長期的な効用」を認めている。さらに「提言」は、自由化を制約する要因として「国際収支の不安と国内産業保護の必要」の二点をあげ、それに対しては、つぎのような論旨で、これを反駁している。

一、国際収支の不安について

わが国の金外貨準備の年輸入額に対する割合は約四〇%で、西独、スイスには及ばないが、オランダにはほぼ匹敵し、英、仏、北欧諸国よりは高い。もつとも、わが国の輸入額の変動は世界中に類をみない程高いが、中進国的性格を持つているわが国には、西欧に許されなくなっている国際機構の資金援助（世銀や開発借款基金）の便があり、また輸入額の激変も政策によつて緩和できるから、いまの準備額で自由化の余力は相当ある。このように国際収支に不安がないならば、商社に対する現行の為替持高制限の緩和、為替相場変動幅の拡大、円為替の導入等の自由化措置を阻む理由は薄れてくる。また貿易面で輸入地域制限の撤廃も急務である。すなわち双務協定による国別均衡やドル節約のための差別措置はIMFやガットの精神に反するものである。

二、産業保護の問題について

この要因の内容は複雑である。すなわち、わが国の輸入管理は第一に輸入品の競合産業を保護するのみならず、第二に商社、生産者の過当競争や過剰生産を防止するとともに、第三に中小企業存在を保護する役

割をも担つており、しかもこれらの保護の目的が重なつてゐる商品が多いからである。

しかし、第一の目的は関税政策の活用により、第二、第三の目的は国内政策、すなわち弾力的な金融政策や中小企業対策および業者の自主調整によつて達せられるべきものである。したがつて、今後輸入制限の継続を必要とする商品は、せいぜい第一の目的に該当する商品のうち、自給度が高く、しかも関税を利用することの困難な商品に限定されねばならない。

このように有力な反対理由を克服してのち「提言」は「自由化の問題は、いまやその必要性や具体化すべき項目を羅列して、その実施の可否を検討する段階を過ぎてゐる」ときめつけ、わが国の自由化促進が、世界経済の好況局面とわが国際収支の好調といふこの好機を逃がすならば「それは国内不均衡の根本的解決を遅延させ、対外競争力を減殺し、経済の長期発展のうえに大きな禍根となる」として、政府の具体的な自由化計画の確立を切望してゐるのである。

経済同友会をはじめ民間の自由化促進を要望する声の高まりに応えて、政府は三十四年十二月に、貿易自由化促進の総合的具体策立案についての閣議決定を行い、同月二十六日には、原綿、原毛を三十六年四月からAA制に移し、化学繊維原料も早期にAA制に移す方針を決定した。続いて三十五年一月五日の閣議では「貿易為替自由化促進関係会議」の新設を決め、十二日には初の関係会議で当面措置すべき事項のほか、自由化に関して年次目標を定めて五月末までに自由化計画を策定する旨の方針を決定、発表した。そして六月二十四日の「貿易、為替自由化計画大綱」の策定にいたるのである。こうして三十四年秋を転機として、わが国の自由化促進への歩みは

急速に早まつたわけである。

經濟同友会は、貿易、為替の自由化促進が、日本經濟の当面する重要課題であり、しかもその促進にあつては、克服すべき多くの難問題を包蔵していることに鑑み、今後一層、具体的にこの問題に取り組んでいくため、一月の定例幹事会で「貿易為替自由化対策特別委員会」を設置することを決め、委員長には伍堂輝雄幹事を決定した。委員は次の通り。

麻生 太賀吉	井 深 大	伊 藤 廉 三	一 井 保 造
稻 生 平 八	稻 山 嘉 寛	今 里 広 記	大 槻 文 平
金 成 増 彦	河 上 健 次 郎	神 野 正 雄	木 村 鉦 二 郎
小 坂 徳 三 郎	河 野 一 之	桜 田 武	鳥 田 英 一
正 田 英 三 郎	鈴 木 太 郎	鈴 木 治 雄	杉 山 元 太 郎
田 代 茂 樹	竹 内 俊 一	寺 尾 一 郎	二 宮 善 基
野 村 末 一	長 谷 川 周 重	藤 山 勝 彦	降 旗 三 七 男
松 本 重 男	水 上 達 三	湊 守 篤	山 本 高 行

四、公債発行論に反対意見表明

——三十五年度予算編成への所見——

昭和三十四年度の日本経済は、年度全体としてみれば「数量景気」の年であつた。景気の過熱はみられなかつた。昭和三十五年度経済白書は、この年度の経済について、こう記している。

「昭和三十四年度の日本経済は、一般の予想をこえて、大きな成長をとげた。経済成長率は戦後のわが国においても、世界的にみても、その類例に乏しいほどの高さであつた。しかもこの間にあつて、物価はほぼ安定し、国際収支の均衡を保つなど、いわゆる景気の過熱化を防ぐことに成功し、また生産の急激な拡大にもなつて雇用状態の改善もこれまでになくすんだ。物価安定、国際収支の均衡、雇用状態の改善、この三つの目標を同時に達成することは容易なことではないが、この課題を果すことのできた三十四年度経済の意義は大きく評価してよいであろう。もちろんこのような成果を実現するうえには、国際経済にもめぐまれた条件があつたことを忘れてはならないが、わが国の経済力が充実してきたことも否定しえない事実である」

三十四年度の国民総生産は実質で一六%の伸び、鉱工業生産は二九%上昇という目ざましい成長ぶりであつた。しかも物価は、食料を除く卸売物価で年度内四%の上昇で、この中には前年度の不況による落ちすぎの訂正高も含まれているから、一応安定していたとみることができるといふ。一方、国際収支でも、総合で三億五千万ドルの

黒字、經常収支でも一億九千二百万ドルの黒字であつた。要するに、大幅の成長にもかかわらず均衡は維持されたのであつた。それは何に基ずくか。経済白書によると、まず基本的には供給力にかなりの余裕があつたこと、ついで、このような既存能力の余裕に加えて、電力、鉄鋼、国鉄など基礎部門において設備能力の増加があつたこと、さらに労働力に余裕があつたことの三点をあげている。

こうして三十四年度全体をふり返つた指標としては、まさに問題はなかつたのであるが、現実の歩みとしては、年度半ば以降では、相当過熱警戒的な要因がみえてきていたことは否めない。まず敏工業生産指数にみると、「産業総合」で、三十四年四月の一六七・三から五月には一七二・八と台変りし、その後八月まで百七十台であつたのが、九月には一八六・〇、十月一八九・六、十一月一九二・三、さらに十二月には二〇六・〇と上昇の歩を早めた。卸売物価指数は「食料を除く総合」で、三十四年八月に台変りして一六〇・二となり、その後九月一六〇・六、十月一六二・七、十一月一六五・二、十二月一六五・三とジリ高歩調をとりはじめた。こうした生産の伸び、物価の強調は、産業の資金需要の増大となつて反映している。すなわち運転資金の増加のほか、設備意欲の増大となつて現われてくるからである。全国銀行貸出残高の増減状況にみると、貸出増加額は、三十四年第一四半期に千五百五十八億円であつたのが、第二四半期には二千八百六億円となり、さらに第三四半期には三千八百七十七億円となつている。もつとも、この増加額のうちの大部分は運転資金であるが、設備資金でも、内数で、第一四半期の四百二億円、第二四半期四百七十億円、第三四半期五百十二億円と伸び、さらに、これは第四四半期の六百二十七億円と進んでいくのであつた。このような資金需要の動きに対して、日銀は、神武景気

の二の舞を恐れて、六月ごろから慎重な窓口指導を行い、九月には準備預金制度を発動、また十二月一日には予防的金融措置として、公定歩合の一厘引き上げを断行し、景気過熱傾向に対して早目の抑制的態度に出たのであった。二月十九日に金融正常化のため一厘引き上げをやつてから九カ月半ぶりであつた。

このような活潑な経済界の強気歩調について、政府の政策のあり方が、有力な支えになつていることを見逃がすことはできない。すなわち、当時の岸改造内閣は、実質的には積極政策を打ち出そうとしていたのであつた。第二次岸内閣は三十四年六月十八日、大幅な内閣改造を行つた。これは三十三年十二月末に池田國務相など有力閣僚が辞任したあと弱体となつていた内閣の体制を、立て直すことをねらつたもので、藤山外相、佐藤藏相のほかは面目を一新したのである。そして、在野時代から賃金二倍論をぶつていた池田勇人氏が通産大臣として入閣した。新内閣は三つの重点施策を掲げたが、それには安保条約改訂の実現、選挙法改正のほか「国民所得倍増のための経済長期計画」をうたつていた。こうした積極的な成長政策を掲げたことからもうかがえるように、三十五年度の予算編成においても、政府、与党とも基調としては積極財政への意図が現われていた。各省の予算概算要求は、三十四年度当初予算の大体五割増にのぼる二兆一千億円に達し、また十一月二十四日に自民党が発表した予算編成方針は、すこぶる積極的なものであり、党内には公債発行論が有力に抬頭してきていた。こうした党内の強気を反映して、十二月十八日閣議決定された政府の予算編成方針も、表面「健全財政」をうたいつつ、公債発行論に対しては、正面から否定するような決意がみられない微温的なものであつた。一方、伊勢湾台風による災害対策補正予算は、財政投融资の増額を合わせると一千億円にも達することが明らかとなつていた。民間で

は九月期決算はきわめて好調で、これを背景にして年末ボーナスの膨脹も容易に予想できた。

まさに三十四年秋から暮にかけての経済情勢は、政府の積極政策気構え、民間経済界の強気高揚という両面から、再び景気過熱への兆が大いにみられたのである。

経済同友会が十二月十八日「明年度予算編成についての所見」を発表したのは、こうした背景においてであった。同日の幹事会で、河野一之幹事は提案理由の説明で、つぎのように述べた。

「政府の予算編成方針は閣議決定の運びとなつてゐる。それによれば公債は発行せず、健全性をうたつてゐるようであるが、これは一般会計についてであつて、例の治山治水特別会計の問題には直接ふれてゐない。

明年度予算は非常に重要な意味を持つと思ふ。日本経済の現状は、過熱になるかならぬか、はなはだ微妙な段階にきている。この際経済が健全な発展をとげるため、産業界、金融界の負わされた責務は大きいが、同時に経済に至大の影響力を持つ財政面でも刺激的要素は一切排除すべきであると考えらる。

昭和三十二年の千億減税、千億施策の結果がどうなつたか、もう一度よく反省する必要がある。あの時と景気の様相が現在よく似ている点に注意すべきだ。明年度予算は膨脹の危険が多い。我国はこの際量質ともに一般会計の健全性を維持するは勿論、財政投融资についても五千六百億程度にとどめ、その財源を公債発行、インベントリーの取崩しなど不健全な方法によらないことが肝要だと思ふ。公債発行の理論はともかく、現実には、そのための政治的、経済的体制が整つてゐない今日では、反対せざるをえない」

「所見」の内容はつぎの通りである。

「明年度予算は、災害対策、社会保障その他諸経費の増加によつて、相当の膨脹が予想されるとともに、財源の調達について一部に公債発行の主張もあるようである。

思うにわが国経済の現状は、さきの日銀公定歩合引き上げの措置にもみられるように、真に微妙な段階にある。この際、景気の行き過ぎを予防し、経済の均衡的發展を持續する上において、産業界、金融界は大きな責務を課されているが、他方、財政の国民経済に占める地位とその指導的性格にかんがみ、明年度予算の編成に当つては、その規模についても、またその内容についても、政府が特に慎重な配慮を加えることが望ましい。

すなわち明年度予算は、一般会計、政府投融资を通じて対象の厳選、重点化に徹底するとともに、その絶対的規模についても、国民経済成長が許す限度内にとどめ、この際経済に刺激的要素を与えるようなことは回避し、さらに財源の調達に当つては、従来にもまして健全財政を堅持すべきであると信ずる。公債の発行は理論的にはもとよりこれを否定するものではないが、現実的にはこれを可能ならしめる政治および経済の体制が整備されること、が不可欠の前提である。すなわち一方には公債が安易な財源調達の手段に墮しないことの政治的保証が必要であり、他方においては公債の発行が直接的にも日銀引受けによることなく、国民に消化され得る経済基盤が育成されていなくてはならぬ。遺憾ながらその何れをも欠く現状においては、公債の発行はいたずらに財政を膨脹させて景気の過熱をもたらし、経済の均衡的發展を阻害する惧れなしとはいえない。

われわれは政府が予算編成に当つて経済の实情に即して賢明に取扱うよう望むものである。要するに、景気の過熱気配を背景に、財政面における刺激的要因を避けるため、予算の規模ならびに財源調達

方法についても、万全を期するよう政府に呼びかけたのであり、とくに党内に抬頭していた公債発行論に対する反駁をその骨格とするものであつた。

五、数量景気の持続のために

——「日本経済の現状分析」発表——

昭和三十四年の初頭に「日本経済に対する見解」を発表し、景気過熱への警戒鞭を表明した経済同友会は、三十五年一月二十二日、やはり日本経済の現状を見つめ、将来への対策の方向を示唆する「日本経済の現状分析」という所見を発表した。三十四年の日本経済は、さきに指摘したような日本経済の「経済力充実」によつて、一面国際経済における好条件にもめぐまれて、成長と均衡を同時に達成するという理想的な姿を現出したのであるが、三十五年に入ると、景気の過熱、設備の過剰によつて均衡が崩れるような兆がみえはじめていた。そこで「現状分析」においては、数量景気を持続させるための金融、産業面の対策の方向を示すとともに、あわせて貿易、為替自由化推進へのそなえをも強調したのである。なお三十四年初頭の「見解」に対して、それが過熱への心配のしすぎであるとの批判も一部にあつたようであるが、当時の設備投資の動向などからみて、経済団体が警戒的な見解を打ち出すことは当然の動きであるし、現に三十四年夏ごろからは、さきにふれたように、日銀はすでに抑制的な金融政策を進めていたのであるから、「見解」にある過熱警戒的な立言は、決して無意義ではな

つたといふべきであろう。かりに当時の情勢において、一方的な楽観的見解をとり、積極的経済政策をとるよう主張したとすれば、どうであろうか。それは経済界にいたずらに安心感と強氣とを醸成させ、三十四年の経済が慎重な歩みのうちに享受した数量景気の基調はもたらされなかつたにちがいない。三十四年一月の「見解」は、決して取り越し苦労でもなければ、必要以上の弱氣論でもなかつたのである。

ともあれ、三十五年一月の「現状分析」発表にいたるまでの審議経過について「経済同友」（三十五年二月号）は、こう記している。

「本会では昨年年頭において、本会の統一の見解ならびに活動に資するため『日本経済に対する見解』を發表した。その後、昭和三十四年度に入り本会として、さらに各組織を充実し新しい活動を開始したが、経済界自体として経済動向について、できるだけ正しい動向を捕捉することが重要であることはいうまでもない。

このような考え方から本会では、昭和三十四年度通常総会で提唱した新しい経済秩序への見解において、民間の統計調査機関設置の必要性を強調したわけである。しかしその実現には若干の時日を要するので、この間、本会の景気観測部会が中心となつて、できるだけ経済動向を捕捉するように、いわば民間の統計調査機関設立までの前駆的活動を行うという趣旨から、景気観測部会所属の会員有志約三十名が打合わせを行つた。その結果、右の趣旨にそつて部会活動を行うため、研究会、懇談会をもつて問題点を整理し、常時、経済動向をフォローするとの方針を決定した。

この見地から本年度においては、まず経済企画庁経済研究所長代理尾崎朝夷氏、日銀調査局長高木良一氏、

経済企画庁経済研究所主任研究官矢野智雄氏から国内経済動向をきくとともに、大島堅造氏から海外経済動向をきくなど、研究活動を続けた。

昨年十二月十八日の定例幹事会に先立つた総務委員会の席上、昨年と同様の趣旨から、新年早々できるだけ早い機会に、日本経済に対する現状分析を行い、これを見解としてまとめることがよいのではないかという意見が出て、その取りまとめを政策審議会に委託した。政策審議会は一月八日会合を開き、経済動向の見通しについて、鉄鋼、繊維、化学工業、貿易商社、中小企業関係の当事者に参集を求め、問題点を整理し、一月十三日の会合で政審案をまとめた。総務委員会は一月二十二日、幹事会に先立つて会合を開き、政審案について、最終的にその取扱い方法を諮った結果、幹事会の承認を経て、本会の見解として公表することにした。同日午後の幹事会で一時間半にわたる審議ののち、公表することに決定したのである」

「日本経済の現状分析」の概要を説明すればつぎの通りである。

これには「昨年の回顧と今年の展望」という副題がつけられている。まず「昨年の経済回顧」では「昨年の見解」が、景気過熱への警戒と設備投資の行き過ぎに対する警戒を中心に、金融は小縮り気味に、産業は自主調整で設備投資の抑制を図るべきことを強調した点を繰り返して紹介し、そうした警戒の見解にもかかわらず現実の三十四年経済が数量景気を現出した理由として、(一)国際経済的には、欧州通貨交換性の回復によつて海外景気が引き締まり、したがつて海外物価高見越しの在庫思惑の必要がなくなつたこと、(二)国内経済的には、生産水準の上昇によつて設備過剰現象が起らなかつたこと、および自主調整によつて設備投資抑制の気運が出たこと、など

をあげている。

「現状分析」は、つぎに「今年の経済展望」に入り、「過熱の恐れはあるか」および「供給過剰（過剰設備）の恐れはないか」という問題を提起し、結論としては、物価動向も落着きを示しているのでまず大勢として過熱の恐れはないが、過剰要因については「今後の設備投資が現在以上に活潑化するようなことになれば、アンバランスの幅は著しく大きなものとなり、そこから再びナベ底不況の時のような景気後退が起こる危険があるのではないか」としている。

最後に「現状分析」は、この段階でとるべき「今年の課題」を、つぎのように結論しているのである。

(一) 数量景気を持続させるための当面の対策

(1) 金融政策Ⅱ景気調節機能を適時適切にしかも大胆に發揮することが肝要である。

当面の政策としては、景気過熱の恐れは比較的少いと考えられるから、これ以上の引締め政策（例えば公定歩合の引き上げ）をとつて、有効需要の伸びの鈍化に拍車をかけることのないような考慮が払われるべきであると考ええる。更にそれから先は過熱要因と過剰要因の動向を早目に察知して、柔軟性のある政策をとることも必要であろう。

(2) 産業政策Ⅱ設備過剰の懸念が濃化しつつある折柄、設備投資面における過当競争の抑制と、投資の重点化が今まで以上に強く要請されるべきであろう。我々が一兩年來主張し続けて来た自主調整と新しい秩序造りは、今年こそ急速に具体化への途を進まねばならないと思う。年初來金融機関の協調態勢整備が各方面か

ら強く要請されているが、これこそこの問題のキーポイントになるものと考えられるので、我々もその実現を強く期待するものである。

(㊦) 貿易、為替自由化に備えるための対策

貿易、為替自由化の必要性及びその意義については、昨年十月十九日本会で発表した「貿易為替自由化に対する提言」で述べた通りである。ただ問題は、今日経済界で新しい事態に処する態勢が果してできているかどうかということである。一部の論者（例えば総合政策研究会）はこの自由化をテコとして、経済各般の正常化を急速に進めようという意図を持っているが、その狙いは正しいと思う。しかし、現実の問題として、備えが極めて不十分である場合、その狙いが外れる事態も発生しかねないと思われる。よつて先ず政府は、日本経済の特殊性に鑑み、経済界の実情を充分織り込んで貿易、為替自由化のための具体性あるスケジュールを準備するとともに、経済界が自らその体質改善を進めることができるよう、速かに基本的政策を確立すべきである。他方経済界としても、自ら自主的にその準備態勢を作らねばならぬことはいうまでもない。今までのところ、経済界には貿易、為替の管理により曲りなりにも一つの秩序が存在した。しかし、自由化が進めばこの秩序の大部分は崩壊する。もし経済界が今のままの態勢でその事態に進むとすれば、古典的な自由経済——無秩序な過当競争による混乱が起ることは避け難いであろう。そのような混乱を防止するために、我々は自主調整と新しい秩序造りを進めることが急務であると信ずる。